令和８年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	【掲示板を引き戸型に置き換えることについて】 市の設置していただいている掲示板について、引き戸型の屋外掲示板にしてほしい。管理する自治会においても風雨に対応するため慎重に張り出すなどしているが、剥がれ落ちたり、見た目もよくない状況になってしまうことが見られる。 掲示物も多くなっていることからコスト面を考えれば数多くの掲示板への対応は莫大な予算がかかることは十分認識しているところだが、少しずつ切り替えを図ってほしい。	浦和区といたしましても、ポスターの掲示のしやすさや耐久性、管理のしやすさといった観点から、現在の掲示板の仕様には改善や工夫の余地があるものと認識しております。一方で、御賢察のとおり市の予算には限りがあることから、現時点においては引き戸型への仕様変更は難しい状況です。 今後とも、自治会の皆様からいただく御意見を参考にしながら、より良い掲示板の管理・運用に努めてまいります。御理解と御協力をお願い申し上げます。 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】
2	【新築マンション建設ラッシュについて】 現在、当自治会地区内において 100m のエリアにおいて 3 棟のマンション建設が予定（1 棟は建設中です）されています。昔からの住宅地でありながら商業地区として指定されています。マンションが建設される度に、色々な点が懸念されています。文教都市として、駅から徒歩（不明）15 分という立地の良さからも住んでみたい町としての魅力もあります。しかし、建設中の安全や地域の環境を考えると不安や迷惑が沢山掛かっています。入学する小学校では教室が足りずプレハブ校舎の増設等、子どもたちの教育環境も考えて欲しい所です。昔と違い先生方の働き方改革の方向性が子ども中心から先生方への対応が多くなっているように感じます。 話は戻りますが、建設に対し地域の安心安全を考えると一度に何か所も工事が進行することの無いように 200m 以内の工事が同時進行しないような指導を考えて貰いたいと考えます。 本来ならば、住宅地区に用途変更をお願いしたいところです。 今は、今迄に無い危機感を感じざるを得ない所です。 （次ページへ続きます）	（200m 範囲以内の工事の同時進行の抑制について） 200m 範囲内の工事の同時進行について、時期が重ならないように抑制することは、複数事業者の工事時期を実質的に制限する方向に及ぶ対応となります。相手方の任意の協力を前提とする一般的な行政指導としては整理しにくく、建築基準法上の確認事項でもない以上、法令又は条例の裏付けなく一律に求めることは難しいものと考えます。行政手続法上、行政指導は行政機関の任務又は所掌事務の範囲内において行われ、かつ相手方の任意の協力によってのみ実現されるべきものとされているためです。 そのため、近接又は隣接する他敷地の工事が同時期に行われることのみを理由として、これを建築基準法上直ちに抑制することはできません。 また、このような内容を一般的に義務づける条例についても、建築基準法に基づく条例として定めることはできません。条例は法令に違反しない限り制定することができますが、義務を課し、又は権利を制限する場合には法令との整合が必要であり、建築基準法は複数敷地における工事工程の調整や施工時期の競合回避を直接の規制対象として予定していないためです。 一方で、さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例においては、近隣・周辺住民が事業者に対して意見書を提出できる制度のほか、紛争が生じた場合のあっせん及び調停制度が設けられています。そのため、工事の同時進行による生活環境への影響 （次ページへ続きます）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
2	少子高齢化の今日では、子ども達が増えてくれることは喜ばしい事ですが、自治会としては高齢化の中で共働きの家庭が増えることによって人材不足や地域で育てる子供達への不安もあります。 建設業者は建築基準法に基づき土地の購入や建築をするだけで、地域の環境や安全は二の次になっています。今、やらないで何時やるのかを考える時、今しか無いと考えます。ご指導ご協力をお願いいたします。	について懸念がある場合には、当該条例に基づき、事業者に対して意見を述べていただくとともに、必要に応じて紛争調整制度の活用を御検討いただきたいと考えております。 【建設局建築行政部建築総務課】 （住宅地区への用途変更について） 本市におけるまちづくりの方針であるさいたま市都市計画マスタープランにおいて、仲町三丁目を含む浦和駅周辺は、商業業務機能、文化・交流機能、都心居住機能を充実させ、各機能のバランスのとれた都心を形成することとしております。このような都心を形成するため、旧浦和市の時から用途地域は商業地域として規制誘導を図ってきたところです。住環境の変化に対し御不安をお抱えである心中をお察しするところではありますが、本市としましては、現時点で用途地域を変更する予定はございません。 なお、都市計画において、用途地域に加え、建築物の用途、高さ等を規制する代表的な手法として地区計画があります。地区計画は、地元発意のもと、その対象区域の地権者の皆様で検討を重ね、丁寧な合意形成のうえで内容を決めていく必要があります。御検討される場合は相談をいただければと思います。 【都市局都市計画部都市計画課】 （小学校の教育環境の改善について） 今後の児童数の推移を注視し、学校、教育政策室、学事課等庁内の関係各課と情報共有を行いながら適切な施設管理に取り組んでまいります。 【教育委員会事務局管理部学校施設管理課】

令和８年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
3	【さいたま市所有の「鹿島台公園」全体を俯瞰する「夜光灯」と「防犯カメラ」の設置】 鹿島台公園内には「仲四自治会館」と「児童クラブ」の建屋が設置されている。夜になると夜光灯が無いため、暗くなり、防犯上問題である。 小さな公園だが、児童～高齢者の多くの人が利用しており、防犯の観点から、公園全体を俯瞰する「夜光灯」と「防犯カメラ」を設置してほしい。	（地域防犯カメラ助成金について） 本市では、駅前広場等を中心に市が設置する「街頭防犯カメラ」については、令和 7 年度末までに 16 駅に設置しており、今後令和 9 年度中に市内全駅への設置を目指しております。 駅前広場等以外の地域におきましては、「さいたま市地域防犯カメラ設置助成金」として、地域の防犯活動の補完のため、自治会が設置する防犯カメラ設置費用の一部助成を行っております。 設置場所につきましては、不特定多数の人が出入りする公道等であり、所轄警察署にも助言をいただき、プライバシー等に配慮しながら撮影範囲を検討するものとしております。この設置場所には、公園も含んでおり、実際に市内公園にて地域防犯カメラの設置事例もございますので、御検討の際は御相談ください。 【市民局市民生活部市民生活安全課】 （公園内への夜光灯及び防犯カメラの設置について） 地域防犯カメラ助成金を用いて防犯カメラを設置する場合においては、公園内での設置申請手続きを当課管理係にて対応いたします。 公園内の夜光灯設置につきましては、自治会からの要望書を踏まえて設置の可否について検討いたしますので、当課整備係に御相談ください。 【都市局みどり公園推進部南部公園整備課】 （公園内への防犯カメラの設置について※補足事項） 市の外郭団体である「公益財団法人 さいたま市公園緑地協会」において、地域住民の安全確保等のため市民・団体・事業者の皆様から御寄付を募り、市内公園等施設への防犯カメラの設置等を行う事業に取り組んでいます。 https://web.gogo.jp/saitama-park/form/anshinanzenbouhankihukin2 【都市局みどり公園推進部都市公園課】

令和８年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
4	【「自治会イベント運営に携わる人へのポイント付与事業の募集」について】 今回の施策は、自治会加入増加・担い手不足解消・退会抑止につなげることを目的とのことであるが、なぜ地域通貨に限定したのか。市の施策を対象外としているのはなぜか。現在の補助・助成金制度と異なり飲食・報奨は対象外などの使用上の制限をなくしているのはなぜか。の考え方をまず教えてください。 対象イベントの順位を付けなければならないことや申請者は一本にしなければならないことから、基本的に代表者（会長）が申請及び二次バーコードの受け取り配布や名簿の記載などを行わなければならない。会長職の負荷がこれまで以上に高まり、会長のなり手がいない状況にますます拍車がかかる懸念がある。 当自治会のイベントの運営にあっては他地区在住の方々の支援もいただいている。同じ運営に協力いただいている方々の中で対象者・非対象者がでてしまう。昔在住していた方や地域に縁のある方には地域イベント運営の大きな力になっていただいている。これらの点に関してどのように考えているのか。 この施策は、コミュニティ推進課と自治会連合会との間で議論したと思うが、その中で出た質疑応答・意見に関するポイントを教えてほしい。	自治会イベント運営に携わる人へのポイント付与事業は、 ・限られた予算の中で、より効果的な支援とするため。 ・印刷などの事務コストを抑えることが期待できるため。 ・デジタルに慣れ親しむ若い世代を取り込み、加入に結び付けるための手段としていただく。 といった理由から、たまポンを活用しています。 市の施策を対象外としているのは、既に補助制度がある部分以外に対して本事業を実施することにより、加入促進の新たな効果を期待しているためです。本事業はイベント運営経費の補助ではなく、イベント運営への協力に対し、現役員にポイントを付与することでの退会抑止や、新たな役員を増やすことで担い手不足の解消を図るものです。自治会に入っていない「非会員」に対してもポイント付与することで自治会イベント運営に関わっていただくきっかけとし、身近に自治会活動を感じていただき、その後の加入につなげたいと考えています。 自治会長への負荷の増大につきましては、本事業の手続きや運用に関わる負担が見込めたことから、本事業の実施に係る責任者を別に設け、自治会長以外の方にも担っていただけるように制度設計を行いました。しかし、実態として自治会長が本事業の責任者となっているケースが多く、御指摘の通り結果として会長の負荷を高める要因となってしまいました。 他地区在住の方々が本事業対象外となっている点につきましては、本事業が加入促進を目的としたものであるため、事業設計を自治会員となりうる地域内の方に限定しております。しかしながら、御指摘のとおり地域イベントを支えている実態は自治会員だけではなく、他地区の方々や地域に縁のある方々が大きな力となっているものと認識しています。 本事業の実施に際し、市自治会連合会に対し事業概要の御説明を行いましたが、予算規模や事業効果、実施対象イベント等に関する質疑があり、事業設計の前に市自治会連合会に対して説明がほしかったとの御指摘をいただきました。 今後の事業については制度の見直しを図り、本事業実施のアンケートや効果を検証しながら、市自治会連合会と調整を重ね、現場負担や不公平感を解消しつつより効果的な事業を検討してまいりたいと考えています。 【市民局市民生活部コミュニティ推進課】

令和８年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
5	【「自治会支援アプリ」の使用状況について】 当自治会は、2019 年頃より、以前浦和区市民ネットワーク連絡会で推奨していた JIMDO を利用している。使用料は無償で、また特別なシステム知識も必要ないため、6 年以上にわたり使用している。総会資料の掲示・イベント結果・会則・自治会館予約状況などのほか、市・区の回覧情報ともリンクしており、機能面で特に不満な点はないと感じている。一番の課題は「閲覧件数の増加対応」・「自治会独自イベント PR などの新鮮な情報のメンテナンスへの負荷」である。アプリの導入一本ではなく、利用者目線での対策や支援を考えてほしい。この点に関するコミュニティ推進課の考え方を教えてほしい。	自治会支援アプリについては、アプリの導入自体を目的とするのではなく、自治会活動への参加促進や地域コミュニティの活性化を図るための手段であると考えています。アプリ会員がなかなか増えない理由として、スマートフォンの操作に不慣れな方がアプリを使うことができないといった御意見を多くいただいております。このため、導入支援に加え、導入自治会向けのスマホ講座を実施しております。 また、自治会ホームページについては、情報発信手段として重要な役割を担っているものと認識しております。御指摘のとおり、ホームページは継続的な情報更新や情報発信の工夫に負担が生じる面があるものと認識しております。そのような中で、各自治会が主体的に情報発信に取り組まれていることは、地域コミュニティの活性化に大きく寄与しているものと考えております。市としては自治会支援アプリの導入・活用を推進しておりますが、住民の情報取得手段や自治会の運営体制は地域ごとに異なることから、アプリのみを唯一の手段とするものではありません。自治会ホームページをはじめとする既存の情報発信手段も地域において重要な役割を果たしているものと認識しております。 今後も、デジタル化による利便性向上と誰一人取り残さない地域コミュニティづくりの両立を図りながら、自治会活動を支援していきます。 【市民局市民生活部コミュニティ推進課】

令和８年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
6	【「高齢介護サービス」の普及について】 当自治会でも高齢者のお一人暮らしやご高齢の方だけといった家庭も増加している。社会福祉協議会・民生委員の方々が活動していただいており、地域福祉サービスも充実しているとは思うが、まだ十分周知されていない制度（ひとり暮らし高齢者安否確認・あんしんコールセンター相談事業など）もあるように思われる。対象の高齢者のみならず、遠方の家族や場合によっては民生委員の負荷低減にもつながるものもあると思われる。自治会や関連団体（老人クラブ）でも普及活動を支援できるものがあるのではないだろうか。これらの制度の普及実態と合わせて具体的な課題があれば教えてほしい。	市で発行している高齢介護サービスを紹介する冊子やホームページにより、事業の周知を行っております。ひとり暮らし高齢者安否確認等事業の利用者は、令和 7 年度末時点で 213 人、ひとり暮らし高齢者等あんしんコールセンター相談事業の利用者は、令和 7 年度時点で 1,475 人となっております。（人数は市全体のものです。） しかしながら、あんしんコールセンター相談事業の利用者については減少傾向にあります。当事業の利用には、緊急通報機器を設置するための固定電話が必要となりますが、最近では高齢者のスマートフォン利用が広がったほか、迷惑電話や詐欺被害対策として固定電話の設置を希望しない方がいます。また、民間での見守りサービスにおいても様々な機器が開発・販売されている中で、利用者のニーズが多様化していることが課題として考えられます。 今後も制度を必要とされる方に御利用いただけるよう、地域包括支援センターや区窓口などで事業周知を図ってまいります。 今後、施策の周知・普及に当たり自治会の皆様に御協力をお願いしたい事項がございましたら、改めて御相談させていただきますので、その際はよろしくお願いいたします。 【福祉局長寿応援部高齢福祉課】
7	【ホームレスに対する対応について】 当自治会内の公園に、夜間パトロール中にホームレスらしき人物を何度か見かけたので、福祉まるごと相談窓口に相談した。ホームレス支援団体に連絡していただきパトロール範囲に入れてもらえるとの返事であった。その後、当自治会の夜間パトロールでは見かけてはいないようだが、駅前周辺（東西通路）において、ホームレスと思われる方をよく見かける。市としてのホームレスに対する取り組み状況・対応実績について教えてほしい。	本市では、ホームレス相談員が毎月市内を巡回し、ホームレス状態にある者に対して継続的な声掛けを実施しています。関係性の構築を図りながら、生活状況や健康面に関する相談対応を行うとともに、本人の希望や状況に応じて、生活保護や年金受給等の各種手続の支援、医療機関への受診勧奨などを継続的に実施しています。 また、ホームレスに関する情報提供があった場合には、迅速に現地確認を行っています。現地確認時に対象者と接触できなかった場合であっても、一定期間は巡回対象として見守りを継続し、対象者の早期把握及び適切な支援につながるよう努めています。 プライバシー配慮の観点から個々の対応実績についての回答は差し控えさせていただきますが、市全体の対応実績としては、令和 7 年度に 289 件の巡回相談を行い、28 件が関係機関へつながっています。 【福祉局生活福祉部生活福祉課】

令和８年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
8	【自治会イベント運営に携わる人へのポイント付与事業について】 詳細がよく理解できないので説明会などをお願いしたい。	自治会イベント運営に携わる人へのポイント付与事業の自治会向け説明会については、現在のところ実施の予定はございませんが、事業を円滑に実施していくため、自治会の理解が不可欠であると認識しています。今後の事業実施については制度の見直しを図るとともに、より分かりやすい事業内容と周知方法について検討してまいります。 【市民局市民生活部コミュニティ推進課】
9	【ごみ収集場所への不法投棄対策について】 本来出せないゴミ、出せない方が置いていくので困っている。	ごみ集積所については、「さいたま市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱」に基づき、利用者による維持管理が行われており、本市はごみ出しルールの周知及び注意喚起の支援を実施しています。 不適切な排出や利用対象外の者による使用がある場合、集積所の適正な管理に影響が生じるものと認識しています。 今後については、引き続き状況を踏まえ、必要に応じて警告シールの貼付により対応してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。 【環境局資源循環推進部廃棄物対策課】
10	【本太小学校体育館空調設備早期着工実現のお願い】 本太小学校体育館空調設備予算が確保されたと承知しているが酷暑が来る前、早期に着工し空調設備の実現をお願いする。	お問い合わせいただいた本太小学校体育館空調設備の予算については、大変申し訳ありませんが、確保されておりません。 市内の小学校体育館の空調設備については令和 8 年度から順次整備を進めており、早期に整備できるよう努めてまいります。 【教育委員会事務局管理部学校施設整備課】
11	【本太小学校正門前の道路と 463 号線との交差点の 463 号線に横断歩道実現のお願い】 本太小学校正門前の道路は地域の通勤通学のメインストリートであるが 463 号線との交差点には横断歩道がない。そのため、多くの人が車道を渡っている。特に朝の通勤時間帯は顕著である。463 号線拡張工事に関連して道路計画課に要請したが、近くに信号があり難しいとの事であったが、現実に本年 2 月 23 日（月）午前 9 時 30 分頃交通事故が発生しており危険なので再考をお願いする。	本太小学校正門前の道路と国道 463 号線バイパスとの交差点につきましては、定周期信号が設置されている東西の交差点と距離が近いため、信号及び横断歩道の新設は難しいものと考えております。乱横断による交通事故への対策につきましては、道路拡幅整備に併せて、交通管理者である警察と協議してまいります。 【建設局道路部道路計画課】

令和８年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
12	【敬老会事業のさいたま市からの助成金について】 毎年さいたま市より社協を通じて、敬老会助成金を受け取っています。当自治会の 75 歳以上対象者が令和 7 年度現在 646 名いました。一人 1,200 円の助成金で当自治会はお菓子詰合せと赤飯などの記念品を差し上げています。その際、数が多い品物の調達、袋詰めの準備など自治会役員（役員 12 名中 9 名が 75 歳以上）が疲弊しております。他地区では商品券等配布して喜ばれている地域もあります。当自治会でも地域のスーパーで使用できる商品券などにすることができるのでしょうか。又自治会未加入の方にも自治会から配布しなければいけないのでしょうか。さいたま市からすべての対象者に直接送付することはできないのでしょうか。自治会はこまっています。	換金性のある商品券等の金券は、補助金の交付目的にふさわしくないため認めておりませんが、地域の商店街などに限定して利用可能な商品券で、地域活性化の一助となり換金できないことが明記されているものに限り認めております。 また、本補助金は自治会未加入者も含めて交付しており、自治会未加入者も含めた地域交流にもつながることから、お手数をおかけいたしますが、自治会未加入者へも配布をお願いします。 本補助金は敬老会を開催する地区社会福祉協議会等の団体へ交付するもので、地域での敬老会の開催を支援するための制度であるため、本市から全対象者に直接送付することは想定しておりません。 御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。 【福祉局長寿応援部高齢福祉課】
13	【旧中山道沿いの電柱地中化事業の進捗状況について】 旧中山道沿いの電柱地中化事業の進捗状況について伺います。特に、針ヶ谷三丁目地区について当初の予定より遅れているようですので	旧中山道沿いの電柱地中化事業の進捗状況につきましては、引込管委託工事が当初の想定よりも整備に時間を要しており、また、当初想定していなかった水道工事も令和 9 年度に予定されています。今後は、令和 11 年度までに埋設管布設の完了を予定しております。完了までお待たせいたしますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。 【建設局道路部道路環境課】

令和８年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
14	【ゴミ集積所（生ゴミの処分の時）】 当町会ではゴミ集積所はキャパシティーはいっぱいです。相続などで土地を処分されるとその土地に 2 軒、3 軒、4 軒と新築されます。従来の所に増加した分は無理です。市役所は 3 軒からゴミ集積所を作るよう指導してほしい。5 軒から指導では無理です。	ごみ集積所については、「さいたま市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱」に基づき、利用者による維持管理を原則としており、設置に関する基準についても当該要綱に基づき運用しています。 土地の細分化や住宅の増加に伴うごみ排出量の増加については認識しており、御負担を感じられている状況についても理解していますが、現行基準は収集効率及び周辺環境への影響を考慮のうえ設定しているものです。設置基準を変更した場合、収集所の増加に伴う収集運搬への影響が懸念されます。 このため、現時点において基準の見直しは難しい状況ですが、今後の住宅事情や排出状況の変化については引き続き注視していきます。 自治会におかれましても、使用する収集所の分散を図るなど実情に応じた運用の工夫について御検討いただきますよう、御理解のほどよろしくお願いいたします。 【環境局資源循環推進部廃棄物対策課】
15	【領家 7 丁目「国家公務員住宅跡地」を防災公園に整備してください】 毎年同じ要望を提出しているが、領家 7 丁目に有る「国家公務員住宅跡地」に防災機能の充実した公園を作ってもらいたい。 領家 7 丁目をはじめとする針ヶ谷小学校通学地域は、さいたま市作成の「防災も都市づくり計画」にある通り、延焼リスクと避難困難リスクが最悪の地域だ。この住宅密集地域において唯一ともいえるオープンスペースが上記「公務員住宅跡地」である。ここが民間に払い下げられ戸建て住宅が一斉に立てられれば、災害時の火災被害は想像を絶すると思われる。 昨年（令和 7 年）10 月に開催された、さいたま市復興イメージトレーニングにおいて、参加者が 6 つのグループに分かれ災害復興をテーマに復興計画を作成した。その際 6 グループとも「公務員住宅跡地」を重要な防災拠点として活用する案を作成した。このトレーニングには地域住民だけでなく、国交省都市局、埼玉県都市整備部、さいたま市各部局、大学研究者、電 （次ページへ続きます）	領家 7 丁目のうち針ヶ谷小学校周辺は、「防災まちづくり計画」において、延焼リスク及び避難困難リスクが高い住宅密集地域であると認識しております。 本市では、近隣に公園が全く無い地域を最優先に公園整備を進めることとしており、当地域は災害時の避難場所となる針ヶ谷小学校もあることから、現時点においては、当該地を取得要望のうえ公園を整備する計画はありません。 【都市局みどり公園推進部都市公園課】

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
15	力・ガス・通信事業者などの専門家も参加した本格的な作業だった。 　都市づくりや防災の専門家から見ても防災拠点として重要な「公務員住宅跡地」を、是非住民の安全・安心に役立ててもらえるよう強く希望する。	
16	【まちむら（公益財団法人あしたの日本を創る協会発行）のネット（浦和区）掲載について】 　「まちむら」は各地域の自治会・町内会の情報を提供（掲載）している。さいたま市にも 30 部あまり所蔵しているとのことであるので、情報を提供してほしい。	「まちむら」については、発行元のホームページで内容が公開されており、定期購読の申込も可能となっております。そのため、浦和区又は市において、自治会アプリ・ホームページ等からの発信や冊子の配布を行うことは予定しておりません。 　当該情報誌には全国各地の地域づくりに関する事例が掲載されており、号によっては単位自治会の運営や活動の参考となる内容も含まれているものと認識しております。このため、今後自治会の皆様に対し、当該情報誌について御紹介できる機会を検討してまいります。 　なお、本情報誌の活用につきましては、各自治会において定期購読などの御利用を御判断いただくことが適当であると考えております。 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】

令和８年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
17	【自治会防災倉庫に係る助成制度の見直しについて】 当自治会では設置場所の制約により、ごく小規模（3 平方メートル程度）の防災倉庫を保有しておりますが、駒場地区の約 1000 世帯に対する設備としては小さく、テント、折りたたみリヤカー、また懐中電灯など収納すると満杯の状態です。 このため新たに防災倉庫の設置を検討しておりますが、借上げできる空地も限られ、市管理の施設や公園内をお借りすべくお願いをしようと考えています。また、設置にあたっては市の助成制度を利用させていただきたく関係部署と協議を進めているところです。 一方で、近隣自治会においても敷地がない、あるいは自己負担するだけの財政力がないという自治会も多く、防災倉庫を共同使用させてほしいという要望が各自治会の間において多々聞かれるところです。 そこで、平成 19 年 6 月 15 日　告示第 635 号「さいたま市自主防災組織補助金交付要綱」および「さいたま市補助金等交付規則」に定める申請者として複数自治会の自主防災組織を一つの申請者として認めていただけるよう、また助成割合の拡大を含め要望いたします。 これが可能であれば、倉庫を大型化して（イニシャルコストを低減）内部を自治会ごとに分割する、あるいは購入機材の重複が無くなるなどメリットとして大きいものです。また、単一申請者に対しての助成額が減少するため、さいたま市にとっても歳出額の低減につながるものとしてメリットがあるものと考えます。 以上ご賢察の上、ご検討をお願いいたします。	日頃から地域防災のため御尽力いただいている中、また防災倉庫の確保に御苦労されていることにつきましては、市としても承知しております。また、現状の補助制度は、自主防災組織ごとの申請を前提としており、複数の自主防災組織による防災倉庫の共同申請については、管理責任の所在や利用調整、災害時の運用方法など整理すべき課題があると認識しております。また、地域によって自主防災組織の規模や活動状況、用地確保の状況等も異なることから、制度のあり方については慎重な検討が必要であると考えております。 今後の制度検討に当たっては、市内全体の自主防災組織の実情やニーズ、財政状況等を踏まえ、今回いただいた防災倉庫の共同申請及び自主防災組織補助金制度に関する御要望も参考とさせていただきます。 【総務局危機管理部防災課】

令和８年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
18	【自治会向け配布物の発送時期一部前倒しに関するご要望】 平素より、市政運営ならびに地域行政の推進に対する尽力に深く感謝する。 さて、毎月市から発送される配布物について、自治会における円滑な配布体制を維持するため、発送時期の一部見直しを要望するものである。現在、市からの配布物は「毎月 25 日頃」に到着し、翌月 1 日までに各世帯へ配布している。しかし、大型連休および年末年始においては、役員（班長・組長）の不在が多く、市民生活に直結する重要情報の周知遅れが懸念されている。ついては、下記内容にて発送の前倒しを検討されたい。 記 1　要望内容　下記 2 回に限り、通常より 3 日程度早い「22 日頃まで」に自治会へ到着するよう、発送の手配を求める。 ■ 4 月発送分（5 月配布分） ■12 月発送分（1 月配布分） 2　前倒しが必要な理由（現状の課題）　ゴールデンウィークや年末年始の期間は、帰省や勤務の都合により配布を担う地域役員が不在となるケースが多く、通常の到着日程（25 日頃）では仕分けや各世帯への配布に遅れが生じやすいためである。 3　期待される効果　上記 2 回のみ前倒しすることで、休日集中期における「地域ボランティアの負担軽減」と、「市民への重要情報（申請期限、防災、健診等）の確実な伝達」の両立が可能となる。 自治会としても、引き続き市との連携を密にし、円滑かつ確実な配布に努めていく所存である。事務手続き上の都合等もあると推察するが、諸事情を勘案のうえ、前向きな検討を要望する。	（市からの発送分について） 御要望いただきました、大型連休及び年末年始における自治会向け配布物の発送の前倒しにつきまして、当課でもその必要性を認識しております。 令和 8 年度については、4 月発送分（5 月配布分）は該当する配布物がありませんでした。また、12 月発送分（1 月配布分）についても、12 月 22 日（火）までに自治会に届くよう手配をしているところです。 今後とも、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。 【市民局市民生活部コミュニティ推進課】 （浦和区からの発送分について） 浦和区からお送りする配布物につきましても、令和 8 年 12 月発送分以降、4 月及び 12 月発送分の配布物は 22 日までに届くよう手配をいたします。今後とも、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】

令和８年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
19	【与野駅東口の放置禁止区域に無断駐輪及び放置自転車が多数あるので撤去及び監視強化をして欲しい。】 当自治会は与野駅の東口、西口が含まれている。西口は交番があるので自転車の無断駐輪及び放置はない。 ところが、東口に関しては放置自転車監視員が殆ど見回りに来ない為、放置禁止区域になっているにも関わらず無断駐輪及び放置自転車が多くなってきている。『自転車まちづくり推進課車両対策事務所』に連絡したが、与野駅東口はJR東日本の民地のため、勝手に自転車を撤去できないとの回答であった。一人が無断駐輪すると次から次と置くようになる。長期に放置してある自転車のステッカーを見ると他の市からのものがあるので盗難自転車であることが推測できる。与野東口ロータリー付近、地下道付近は自転車がないバリアフリーにしたい。本件に関し自治会の役員が放置自転車監視員を行うことも吝かではない。先ずはJR東日本の承諾を得て“さいたま市”のステッカーが貼付してあるカラーコーンなどを駐輪禁止場所に設置したい。	民地内の放置自転車の管理及び撤去は土地所有者に実施していただいております。 現地につきましては、所有者からも御相談を受け、現状を確認したところ、所有者が対策を講じ改善が認められるようです。 今後、所有者の許可を得て貴自治会で管理される場合には、三角コーンの貸し出しが可能となりますので、御入用の際は御相談ください。 なお、現在貸出用の三角コーンには「さいたま市」等の名入れはしておりませんので、あらかじめ御了承ください。 【都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
20	【自治会運営において相談できる担当者を決めていただきたい】 自治会役員の高齢化により、助成金申請などに苦労しております。又、当マンションから区役所まで交通機関を使うと、片道1時間要します。気軽に相談できるよう職員の方に担当制にしていただければありがたいです。	日頃から御来庁のお手数をおかけし、大変恐れ入ります。御相談は、各所管においてお電話でも受け付けております。助成金（補助金）制度など、担当所管が明確なものについては、各通知文等に記載のある電話番号へ御連絡ください。 そのほかの御相談事項で、担当所管がわからないものについては、浦和区コミュニティ課（048-829-6040）までお電話いただければ、担当をお調べしてお繋ぎします。お気軽に御連絡ください。 【浦和区役所区民生活部コミュニティ課】

令和８年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
21	【さいたま市子ども家庭総合センター「あいぱれっと」について、高齢者向け講座や教室の会場として利用できるよう検討してほしい】 上木崎地区は高齢者などが自主活動する場（特に身体を動かす体操ができるスペース）が少なく、上木崎公民館２階のレクホールはエレベーターがないため、高齢者向けの催しを案内した際も階段利用を心配し躊躇される方もいる。 自治会や企業の協力により会館やホールを借りているが、収容人数も限りがある。今後、高齢者の増加に伴い、果たして既存の公民館や自治会館など対応できるか危惧している。 上木崎地区にはさいたま市子ども家庭総合センター「あいぱれっと」があり、施設内には北部第一地区社協もある。 「あいぱれっと」の施設目的の一つは地域活動・世代間交流の推進であり、公民館同様に地域活動の拠点となるところで、現在も公民館との協力で世代間交流イベントも開催している。 今後は公民館のみではなく、地域福祉を担う社協や地域包括支援センターなどと連携、協力のもとに「あいぱれっと」ホールでの高齢者向け講座や教室の開催を検討してほしい。 （当自治会推薦の民生委員からの要望です。 自治会としては会員である居住者が対象に含まれる地区社協事業「ふれあい会食」にはマンション集会室（ホール）を開催会場として提供・運営協力をさせていただいておりますが、マンション集会室は自治会所有ではないため参加者に当会会員・住民がいない場合には管理規約上、協力が難しくなります。 あいぱれっとは設備も整っており、高齢者が安心して利用できるので、高齢者向けの事業での施設利用についてルール緩和をお願いします。）	子ども家庭総合センター「あいぱれっと」は、子ども・家庭を取り巻く課題に総合的に取り組み、地域の子育て機能を支援する中核施設として設置しております。このため、高齢者のみを対象とした事業を目的とする施設利用や講座の開催については、当センターの設置目的に照らし、対応は難しいものと認識しております。 一方で、当センターにおいては、世代間交流・活動拠点機能の推進も重要な機能の一つとして位置付けており、これまでも、子ども向けプログラムや親子交流イベント、世代間交流プログラムにおいて、浦和区北部第一地区社会福祉協議会、浦和区地域包括支援センター、近隣の公民館、あいぱれっとボランティアの方々等と連携し、子どもと高齢者等の多世代が交流する事業を実施してまいりました。 今後につきましても、地域の関係機関と連携し、本施設の設置趣旨を踏まえた事業の推進に努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。 【子ども未来局子ども家庭総合センター総務課】

令和８年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
22	【「結ネット」アプリを地区自治連単位でも利用可能にしてほしい】 「結ネット」は単位自治会ごとに契約となっているが、「地区自治連単位」での契約・利用ができないか。 （たとえば、当自治会は木崎第二地区自治連に属しているが、ここのネットワーク所属の単位自治会で１つのアカウントを取得するような運用。） 登録者の範囲や扱う情報などは地区自治連ごとにルールを決める必要があると思うが、防犯や交通安全、災害時等に地域の情報を地区自治連のネットワーク内で共有するのに役立つのではないか。 結ネット未導入の自治会でも、役員限定で地区自治連アカウントに登録して利用することで活用イメージが体験できるメリットがあり、導入を検討する判断材料にもなり得るかもしれない。 ぜひ検討していただきたい。	自治会支援アプリ（結ネット）につきましては、自治会活動のデジタル技術化を促進するとともに、自治会運営の負担軽減や効率化を図ることで自治会の加入促進につなげていくことを目的として単位自治会に対し導入支援を行うものです。 今回いただいた御意見については、自治会支援アプリ（結ネット）の利用方法の検討に当たり今後の参考とさせていただきます。 【市民局市民生活部コミュニティ推進課】

令和８年度 「各単位自治会から市に対する質問・要望調査」概要

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
23	【マンションの防災対策についての支援をしてほしい】 浦和区はマンションが多いので、マンション特有の災害時リスクへの対応について啓発教材や情報提供、セミナー開催などによる支援がほしい。 特に、平成 26 年 1 月発行「高層マンション防災ガイドブック」の内容の更新を希望。 ガイドブックにトイレへの対応やエレベーター停止（閉じ込め含む）への対応について点検方法や訓練事例等の紹介や、受水槽の使用等について、もう少し内容を盛り込めないか。情報が古い部分はデータ提供で良いので、アップデートしたものを提供してほしい。 また、テーマをマンション防災に特化したセミナー等も検討してほしい。 ※認定 NPO 法人かながわ 311 ネットワークのような法人（←一例です）のセミナー等を、自治会・自主防災会と管理組合が一緒に参加できるように庁内で部局（防災課・住宅政策課）連携してできませんか。	（「高層マンション防災ガイドブック」の更新について） 平成 26 年に発行した「高層マンション防災ガイドブック」につきましては、今後、更新の検討をしてまいります。 また、セミナーにつきましては、マンション防災に特化したセミナーの開催予定はありませんが、本市では市民向けに出前講座で「我が家の防災対策」がテーマの講座を実施しております。各家庭でできる防災対策と心構えをお話する内容になっていますので、開催を御希望の場合は市ホームページを御確認いただきお申し込みください。 【総務局危機管理部防災課】 （防災課との合同によるマンション防災に関するセミナー等の開催について） 防災課との合同によるマンション防災に関するセミナー等の開催予定はありませんが、住宅政策課が実施している「マンション管理基礎セミナー」の一部にマンションの防災に関する事項を取り入れることを検討してまいります。 【建設局建築行政部住宅政策課】